

日機装グループ 環境方針

日機装グループは、長年培った独自の技術を活用し、人々の健康や地球環境の保全に貢献する製品・サービスの提供を通じて持続可能な世界の実現に貢献します。また、環境に対する企業の社会的責任を認識し、すべての事業において環境に配慮した活動を推進します。これらの考えのもと本方針を策定します。

1. 気候変動の対応

低炭素・脱炭素に向けた製品・サービスの提供を通じて、気候変動課題への取り組みを積極的に進めます。また、当社グループにおける温室効果ガス排出量の削減、エネルギー効率の改善、再生可能エネルギーの活用などにより、気候変動の緩和に取り組みます。

2. 環境汚染の防止

大気汚染物質の排出抑制、化学物質の適切な管理を行うなど、環境汚染の防止に取り組みます。

3. 持続可能な水利用

水使用量の削減、排水の二次利用、汚染水の適切な処理を行うなど、水使用の効率改善と環境負荷の低減に取り組みます。

4. 廃棄物の削減・資源の循環利用

廃棄物の削減、再利用、再資源化、環境配慮型素材や再利用可能素材への転換を進め、循環型経済・循環型社会の実現に貢献します。

5. 生物多様性の保全

事業活動による自然環境への影響を認識し、生物多様性の保全に配慮し、自然共生社会の実現に貢献します。

6. 法規の遵守と国際規範の尊重

適用される国や地域の法規を遵守するとともに関連する国際規範を尊重します。

7. 環境マネジメントによる継続的改善

環境マネジメントシステムのもと、環境活動の定期的な見直しを行い、改善に取り組みます。

8. サプライチェーンとの協働

ビジネスパートナーとの協働により、サプライチェーンにおける環境保全活動を推進します。

9. 教育・啓発

全ての役員・従業員に対し適切な教育・啓発活動を継続して行います。

10. 環境方針の見直し

社会動向や事業環境に応じて変化する環境課題に対応できるよう、定期的に環境方針の見直しを行います。

策定・施行日：2026年6月16日

日機装グループ 人権方針

日機装グループは、事業活動における人権の尊重を企業として果たすべき重要な社会的責任であると考えています。この考えのもと本方針を策定します。

1. 国際人権規範の尊重と法令遵守

国際人権章典（世界人権宣言および国際人権規約）および国際労働機関（ILO）「労働の基本原則および権利に関する宣言」に記されている原則を支持・尊重し、これらに従います。さらに、国連「ビジネスと人権に関する指導原則」等を尊重します。

また、事業活動を行う国や地域で適用される法令を遵守するとともに、国際的に認められた人権と事業活動を行う国・地域の法令に矛盾がある場合には、可能な限り国際的人権の原則を尊重した取り組みを目指します。

2. 人権の尊重

当社グループのグローバルな事業活動が直接的または間接的に人権に影響を及ぼす可能性があることを理解し、社会の一員として、事業活動における人権を尊重します。

（1）差別の禁止

性別・年齢・国籍・民族・人種・出身地・宗教・信条・障害の有無・性的指向・性自認等に基づくあらゆる差別を禁止します。

（2）児童労働・強制労働の禁止

就労年齢に満たない児童労働、あらゆる形態の強制労働、奴隷労働、および人身売買による労働は禁止します。

（3）結社の自由および団結権

自由に結社し、団結する権利を尊重します。

（4）労働基本権の尊重

労働者の団体交渉権、団体行動権を尊重します。

（5）適切な賃金および過剰な労働時間の削減

最低賃金を含む労働条件の遵守を行い、過剰な労働時間の削減に努めます。

（6）同一労働同一賃金

各国法令に基づき、ジェンダー等職業能力に関連しない背景による不合理な待遇差を禁止し、同一労働同一賃金を原則とします。

(7) 労働安全衛生の確保

従業員へ安全で、衛生的な職場環境を提供します。

(8) ハラスメントの禁止

個人の尊厳を傷つけるハラスメント行為は一切禁止します。

(9) 地域住民の権利尊重

事業を行う地域に関連する地域住民、先住民族の権利を尊重します。

(10) プライバシーの尊重

個人情報の保護を含めたプライバシーを尊重します。

3. 人権デュー・ディリジェンス

事業活動における人権リスクを認識し、その軽減に努めます。

4. 救済

ステークホルダーの人権への負の影響を調査し、人権に対する負の影響が判明した場合、関係者と対話し、適切な手続きを通じてその救済に取り組みます。

5. 教育・啓発

全ての役員・従業員に対し適切な教育・啓発活動を継続して行います。

6. ステークホルダーとの対話・協議

人権への影響に関する対応について、影響を受けるグループやその他の関連ステークホルダーと真摯に対話・協議を行っていきます。

7. モニタリング・情報開示

本方針の遵守状況を継続的に検証し、必要に応じて改善していくとともに、本方針に基づく人権尊重の取り組みをウェブサイト等で定期的に情報開示します。

策定・施行日：2026年6月16日

日機装グループ 労働安全衛生方針

日機装グループは、従業員は会社にとっての財産であり、従業員と事業活動に関わる全ての関係者（請負業者、派遣社員等を含む）の安全と健康を大切にすることが非常に重要であると考えます。この考えのもと本方針を策定し、労働安全衛生の確保に取り組めます。

1. 安全と健康

会社、労働組合、従業員および関係者は協力して、労働環境の継続的な改善や健康管理などを通じ、安全・健康づくりを推進します。

2. 法令の遵守

労働基準法および労働安全衛生法等の安全衛生や防災に係る関係法令や社内規程を従業員に周知徹底し、これを遵守します。

3. リスク低減活動

安全衛生、防災のリスクの洗い出し及び計画的なリスク低減活動を推進します。

4. 教育・啓発

全ての役員・従業員に対し適切な教育・啓発活動を継続して行います。

策定・施行日：2026年6月16日

日機装グループ 腐敗防止方針

日機装グループは、法令や企業倫理及び社会規範を遵守し、公正で倫理的な事業慣行を推進するとともに贈収賄等のあらゆる形態の腐敗防止ならびに関連法規制の遵守に取り組みます。これらの考えのもと、本方針を策定します。

1. 法規の遵守と国際規範の尊重

適用される国や地域の法規を遵守するとともに関連する国際規範を尊重します。

2. 腐敗行為の防止

個人や組織の利得のために自己の職務上の権限や地位を濫用する腐敗行為を禁止し、その防止に努めます。この方針において「腐敗」とは、権限を濫用して不正な利益を得ることをいい、不正、詐欺、強要、贈収賄、利益相反、マネーロンダリング、インサイダー取引を含むあらゆる形態の腐敗行為を指します。

3. 贈収賄の禁止

国内外・直接・間接を問わず、職務上の権限や地位を濫用することを通じ、法令や倫理または誠実さに反する不適切な行為をすること、させることを目的として、利益を供与もしくは収受、その申込み、または約束をする、いわゆる贈収賄に該当する行為を禁止します。

(1) 公務員等に対する賄賂の禁止

当社グループは、国内または海外において、公務員またはこれに準じる者（以下「公務員等」）への不正な接待、贈答、便益等、その他の経済的な利益供与、申し出、または約束は行いません。

(2) 公務員等以外の取引先に対する接待・贈答

公務員等に該当しない取引先、またはその役職員等への接待、贈答、便益、その他経済的な利益の供与であっても、適用される国や地域の法規を遵守し、社会通念上適切な範囲で行います。

(3) 代理店等への支払い

当社グループが業務を委託する代理店やコンサルタント等に対する支払いの一部が、公務員等への不正な働きかけ等に流用されること、またはその可能性があることを把握した場合、このような支払いは行いません。

(4) 寄付行為

慈善的寄付、政治献金を含む寄付行為においても、関連法規を遵守し、贈賄の疑いのある行為は行いません。また、寄付行為の適正性を確保します。

(5) 被接待・被贈答

お取引先様からの贈賄に該当するような接待や贈答、便益その他経済的な利益の供与を受けません。

(6) 雇用

雇用やインターンシップ機会の提供は、応募者の実績に基づいて評価します。

(7) 記録管理の徹底

あらゆる取引及び資産の処分について、適時・正確に会計記録を作成し、保持します。

4. 腐敗防止に係る体制

全ての役員・従業員等が腐敗を認識した場合に通報ができる効果的な内部通報制度を整備します。通報に関する機密は保持し、かつ通報者に対する不利益な取り扱いや報復を禁止します。腐敗に関する不正が発覚した場合またはその懸念がある場合は慎重に調査を行います。不正が事実であった場合には、原因を究明した上で、再発を防止するための是正措置を実施するとともに、腐敗に関与した役員・従業員に対しては、当社グループ各社の社内規程等に従い厳正に処分します。

5. リスク評価とそれに応じた対策

グループ内の腐敗リスクの特定にあたり、事業の一連のプロセスや、商材の性質、事業規模からリスク評価を行い、腐敗リスクの高い事業活動に対して重点的な対策を行います。

6. モニタリングと継続的な検証・見直し

この方針の実施状況を定期的に確認し、その有効性を検証して、必要に応じて、見直しを行います。

7. 腐敗防止に関する教育・周知徹底

全ての役員・従業員に対し適切な教育・周知活動を継続して行います。

策定・施行日：2026年6月16日

日機装グループ 調達方針

日機装グループは、持続可能な社会の実現とお客様への安全、安心な製品・サービスの提供には、お取引先様と連携したサプライチェーン全体での社会的責任の遵守と環境に配慮した取り組みの推進が欠かせないと考えています。

その実現に向けて、「日機装グループ グローバル行動規範」、「日機装グループ 環境方針」、「日機装グループ 人権方針」、「日機装グループ 労働安全健康方針」、「日機装グループ 腐敗防止方針」に基づいて、次のとおり調達方針を定め、お取引様との公平・公正な取引と連携を通じて、効率的かつ強靱なサプライチェーンの構築に取り組んでまいります。

1. 品質と安全性の確保

社会基盤を支える安全、安心な製品・サービスの供給を原点として、常にお客様の視点で高い品質を実現します。

2. 法規の遵守と国際規範の尊重

適用される国や地域の法規を遵守し、国際的な規範の理解に努め、尊重します。

3. 公正・公平な取引の遵守と腐敗防止

公正で公平かつ、腐敗防止などに十分に配慮した取引を行い、お取引様と相互に協力し、信頼関係を構築します。

4. 地域社会の発展への貢献

事業を展開する各地域社会の発展に貢献できるよう配慮します。

5. 人権の尊重

「日機装グループ 人権方針」および「日機装グループ 労働安全衛生方針」に基づき、人権に配慮した調達を行います。

6. 環境への配慮

「日機装グループ 環境方針」に基づき、環境に配慮した調達を行います。

7. 反社会的勢力との関係

社会の秩序や市民生活の安全に脅威を与える反社会的勢力・組織または団体・個人と関わりを持たず、反社会的勢力からの不当な要求は毅然とした態度で拒絶します。

8. 情報の適切な管理および知的財産の尊重

機密情報および個人情報 は 厳重に 管理・保護 します。また、日機装グループの知的財産を保護・活用するとともに、第三者の知的財産権の不正な使用や侵害を行いません。

9. 紛争鉱物に対する調達

強制労働や人権侵害が問題視されている国や地域における武装勢力の資金源となっている紛争鉱物に注意して責任ある調達を行います。

策定・施行日：2026年6月16日

日機装グループ サプライヤー行動規範
(サプライヤー企業様へのお願い)

本規範は、サプライヤーの皆様実践・遵守いただきたい行動・活動についてまとめたものです。日機装グループが事業を展開するにあたっては、日機装グループのみならず、サプライヤーの皆様も含めたサプライチェーンにおいて、社会的責任を果たすことが求められます。サプライヤーの皆様におかれましては、本規範制定の趣旨をご理解・ご賛同いただき、その遵守とサプライチェーンへの展開・普及に対するご協力をお願い申し上げます。

1. 法規の遵守と国際規範の尊重

適用される国や地域の法規を遵守するとともに関連する国際規範を尊重します。

2. 安全・安心で高品質な製品・サービスの提供

製品・サービスの品質に関して適用される法規の遵守はもとより、自らの品質基準、顧客要求事項を遵守します。

また、適用される国や地域の法規などで定める安全基準を満たし、十分な製品・サービスの安全性を確保できる設計・製造・販売を行い、供給者としての責任を果たします。

3. 安定供給

供給停止の各種リスクに備えた事業継続計画を作成し安定供給を行います。

4. 公正・公平な取引の遵守と腐敗防止

適用される国や地域の競争に関する法規を遵守し、公正で公平な取引を行います。

また、適用される国や地域の腐敗防止に関する法規を遵守し、不正、詐欺、強要、贈収賄、利益相反、マネーロンダリング、インサイダー取引等のあらゆる種類の腐敗行為を行いません。

5. 人権の尊重

国際的に認められた人権に関する規範を支持、尊重します。

強制労働、奴隷労働、人身売買、児童労働、不当な低賃金労働、差別やハラスメントを禁止します。

また適切な賃金や労働時間、結社の自由と団体交渉の権利等、公正な労働慣行を実践します。

6. 労働安全衛生への配慮

安全衛生に関する法令等を遵守し、従業員・関係者に対して安全で衛生的かつ健康的な労働環境を提供するよう努めます。

7. 環境保全

法令等に基づく法的要求事項を遵守し、外部に排出される化学物質や排水・排気・廃棄物・温室効果ガス（GHG）等を適切に管理するとともに、排出削減に努めます。

8. 情報セキュリティ

サイバー攻撃等からの脅威に対する防御策を講じ、機密情報や個人情報について、自社および他者に被害が生じないよう適切な管理を行います。

9. 知的財産の保護

知的財産を保護・活用するとともに、第三者の知的財産権の不正な使用や侵害を行いません。

10. 反社会的勢力との関係

社会の秩序や市民生活の安全に脅威を与える反社会的勢力・組織または団体・個人と関わりを持たず、反社会的勢力からの不当な要求は毅然とした態度で拒絶します。

11. 紛争鉱物に対する注意

強制労働や人権侵害が問題視されている国や地域における武装勢力の資金源となっている紛争鉱物に注意して責任ある調達を行います。

制定・施行日：2026年6月16日